

## 令和4年12月市議会定例会議案件名

- 議案第119号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第120号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第121号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 議案第122号 白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第123号 白河地域仮置場原状回復工事請負契約の一部変更について
- 議案第124号 小田川市民センターの指定管理者の指定について
- 議案第125号 東直売所「ふれあいの里」の指定管理者の指定について
- 議案第126号 産業プラザの指定管理者の指定について
- 議案第127号 聖ヶ岩ふるさとの森の指定管理者の指定について
- 議案第128号 白河市白河ゴルフ倶楽部の指定管理者の指定について
- 議案第129号 きつねうち温泉健康館及び白河市東交流宿泊館の指定管理者の指定について
- 議案第130号 しらかわ観光ステーションの指定管理者の指定について
- 議案第131号 南湖公園翠楽苑の指定管理者の指定について
- 議案第132号 白河市武道館の指定管理者の指定について
- 議案第133号 白河市市民体育館の指定管理者の指定について
- 議案第134号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第10号）
- 報告第9号 専決処分の報告について
- 報告第10号 専決処分の報告について

## 令和4年12月市議会定例会議案要旨

- 議案第119号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第9号）  
歳入歳出補正総額は94,032千円増額となり、歳入歳出予算総額は33,079,981千円となりました。  
款別補正の内訳は、次のとおりであります。  
歳入については、国庫支出金94,032千円を増額補正するものであります。  
歳出については、民生費94,032千円を増額補正するものであります。  
歳出補正は次のとおりです。  
子育て世帯特別支援事業 94,032千円
- 議案第120号 専決処分の承認を求めることについて  
固定資産税（償却資産）の修正申告により発生する税額還付に伴い、緊急に予算措置が必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年度白河市一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めようとするものであります。
- 議案第121号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例  
地方公務員法の一部改正に伴い影響を受ける条例について、職員の定年引上げなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第122号 白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例  
地方公務員法及び雇用保険法の改正等に伴い、退職手当の基本額の取扱い等を定めるなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第123号 白河地域仮置場原状回復工事請負契約の一部変更について  
工事の請負契約の一部を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第124号 小田川市民センターの指定管理者の指定について
- 議案第125号 東直売所「ふれあいの里」の指定管理者の指定について
- 議案第126号 産業プラザの指定管理者の指定について
- 議案第127号 聖ヶ岩ふるさとの森の指定管理者の指定について
- 議案第128号 白河市白河ゴルフ倶楽部の指定管理者の指定について
- 議案第129号 きつねうち温泉健康館及び白河市東交流宿泊館の指定管理者の指定について
- 議案第130号 しらかわ観光ステーションの指定管理者の指定について
- 議案第131号 南湖公園翠楽苑の指定管理者の指定について
- 議案第132号 白河市武道館の指定管理者の指定について
- 議案第133号 白河市市民体育館の指定管理者の指定について

上10議案については、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、同条第6項の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

議案第134号 令和4年度白河市一般会計補正予算（第10号）

(1) 歳入歳出予算の補正

歳入歳出補正総額は232,598千円増額となり、歳入歳出予算総額は33,312,579千円となりました。

款別補正の内訳は、次のとおりであります。

歳入については、国庫支出金78,002千円、県支出金316千円、財産収入2,088千円、繰入金139,599千円、諸収入9,193千円、市債3,400千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出については、総務費6,773千円、民生費15,800千円、農林水産業費87,545円、商工費40,221千円、土木費43,684千円、教育費44,027千円をそれぞれ増額補正し、議会費1,200千円、衛生費4,252千円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

民営保育園等補助金交付事業	3,080千円
農業振興対策事業	77,208千円
農業用施設維持管理事業	3,000千円
農業用施設整備"結"支援事業	2,000千円
商工業振興対策事業	3,000千円
多世代交流センター管理費	30,200千円
道路維持管理事業	40,000千円
幼稚園等子ども・子育て支援給付事業	9,431千円
民営幼稚園等補助金交付事業	678千円

(2) 繰越明許費の補正

事業の進捗に伴い、繰越明許費を追加するものであります。

(3) 債務負担行為の補正

事業の追加に伴い、債務負担行為を追加するものであります。

(4) 地方債の補正

事業の変更に伴い、地方債の限度額の変更をするものであります。

報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

上2報告については、市道の管理瑕疵に伴う事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。